## 議案第76号

米原市印鑑条例の一部を改正する条例について

米原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

## 提案理由

性的指向や性自認等の多様な性について配慮することを目的に、印鑑登録証明書の記載事項等から性別表記を削除するため、この案を提出するものである。

# 米原市印鑑条例の一部を改正する条例

米原市印鑑条例(平成17年米原市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第15条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

# 米原市印鑑条例新旧対照表(改正理由)

改正後	現行	改正理由
(登録事項)	(登録事項)	
第6条 市長は、前条の規定による確認を終わったときは、	第6条 市長は、前条の規定による確認を終わったときは、	
直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票(以下「印鑑票」	直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票(以下「印鑑票」	
という。)を作成し、次に掲げる事項を登録する。	という。) を作成し、次に掲げる事項を登録する。	
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略	
	<u>(6) 男女の別</u>	・印鑑登録原票の登録事項から性
		別表記を削除することに伴う
		改正
(6) 住所	<u>(7)</u> 住所	・第6号削除に伴う号の繰上げ
(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の	(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の	・第6号削除に伴う号の繰上げ
備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはそ	備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはそ	
の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登	の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登	
録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記	録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記	
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要あると認め	(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要あると認め	・第6号削除に伴う号の繰上げ
る事項	る事項	
2 略	2 略	
(印鑑登録証明書)	(印鑑登録証明書)	
第 15 条 略	第 15 条 略	
2 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑票に登録され	2 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑票に登録され	
ている印影のほか、次の各号に掲げる事項の写しであるこ	ている印影のほか、次の各号に掲げる事項の写しであるこ	
とを市長が証明する。	とを市長が証明する。	
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略	
	<u>(3)</u> 男女の別	・印鑑登録証明書の記載事項から

#### (3) 住所

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の 備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはそ の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

#### (4) 住所

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の 備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記またはそ の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

性別表記を削除することに伴 う改正

- ・第3号削除に伴う号の繰上げ
- ・第3号削除に伴う号の繰上げ